

群馬県創業者・再チャレンジ支援資金融資促進制度要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、県内創業者及び再起業する者の信用力及び担保力の不足を補い、創業等に要する事業資金の融資を促進し、県内経済活動の振興を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる者であつて、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。）を行うもので県税の滞納がない者であり、かつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないものをいう。

(2) 金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の本支店をいう。

(貸付け)

第3条 県は、金融機関がこの要綱に基づき融資を行ったときは、予算の範囲内において、融資額（融資期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高（延滞額を除く。））の2分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる。

2 前項の金融機関への預託の条件等については、知事が別に定める。

(融資条件等)

第4条 この要綱に基づく融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 融資対象者

ア 創業後5年未満の中小企業者であつて、次のいずれかに該当する者

- ① 創業した業種と同一の業種に属する企業に3年以上勤務した経験を有する者又は同等の経験を有すると認められる者
- ② 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして創業した者
- ③ 国、自治体等が実施する創業者向けセミナーを修了した者
- ④ 金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の支援を受け、事業の安定・拡大に取り組む者

イ これから中小企業者として創業する者又は創業した中小企業者であつて、次のいずれかに該当する者

- ① 事業を営んでいない個人で、1か月以内（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合にあつては、6か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
- ② 事業を営んでいない個人で、2か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合にあつては、6か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- ③ 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小

企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者

- ④ 事業を営んでいない個人が創業し、事業を開始した日以後5年を経過していないもの
- ⑤ 事業を営んでいない個人が会社を設立し、その設立の日以後5年を経過していないもの
- ⑥ 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、その設立の日以後5年を経過していないもの
- ⑦ (1) イ④に規定する創業者であって、新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものの(以下「会社設立創業者」という)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、産業競争力強化法第2条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの

ウ 金融機関及び保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けて、これから中小企業者として創業する者又は創業した中小企業者のうち、第1号エに該当しない者であって、次のいずれかに該当する者

但し、創業計画の実行状況等について保証協会及び金融機関への報告に協力できる者に限る。

- ① 事業を営んでいない個人で、1か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合にあつては、6か月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
- ② 事業を営んでいない個人で、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合にあつては、6か月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- ③ 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- ④ 事業を営んでいない個人が創業し、事業を開始した日以後3年を経過していないもの
- ⑤ 事業を営んでいない個人が会社を設立し、その設立の日以後3年を経過していないもの
- ⑥ 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、その設立の日以後3年を経過していないもの
- ⑦ 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して3年を経過していないとして、産業競争力強化法第2条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの

エ 金融機関及び保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けて、これから中小企業者として創業する者又は創業した中小企業者のうち、女性、34歳以下又は55歳以上の者であつて、次のいずれかに該当する者

但し、創業計画の実行状況等について保証協会及び金融機関への報告に協力できる者に限る。

なお、③、⑥及び⑦の場合は、代表者が女性、34歳以下又は55歳以上の会社とする。

- ① 事業を営んでいない個人で、1か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合にあつては、6か月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
- ② 事業を営んでいない個人で、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合にあつては、6か月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- ③ 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- ④ 事業を営んでいない個人が創業し、事業を開始した日以後3年を経過していないもの
- ⑤ 事業を営んでいない個人が会社を設立し、その設立の日以後3年を経過していないもの

- ⑥ 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、その設立の日以後3年を経過していないもの
 - ⑦ 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して3年を経過していないとして、産業競争力強化法第2条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの
- オ 事業廃止又は会社解散から5年未満の者で、これから中小企業者として再起業する者又は再起業後5年未満の中小企業者であって、次のいずれかに該当する者
- ① 事業を営んでいない個人で、1か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合にあつては、6か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
 - ② 事業を営んでいない個人で、2か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合にあつては、6か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する計画を有する者
 - ③ 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年を経過していないもの
 - ④ 事業を営んでいない個人が会社を設立し、その設立の日以後5年を経過していないもの
 - ⑤ 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、産業競争力強化法第2条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの
- カ これから中小企業者として創業する者又は創業した中小企業者であつて、次のいずれかに該当する者（全国統一保証制度対象）

但し、保証申込受付時点において 税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。

- ① 事業を営んでいない個人で、2か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合にあつては、6か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- ② 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- ③ 事業を営んでいない個人が会社を設立し、その設立の日以後5年を経過していないもの
- ④ 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、その設立の日以後5年を経過していないもの
- ⑤ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものであつて、新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、産業競争力強化法第2条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの

(2) 資金使途

設備資金（土地取得のための資金を除く。）及び運転資金

(3) 融資限度額

次の第1号アからカの要件ごとに定める額を融資限度額とする。

ただし、第1号ア、イ、ウ、エ、オ及びカを合わせて4,500万円（内運転資金2,500万円）を上限とし、かつ、イ、ウ、エ、オ及びカを合わせて3,500万円を上限とする。

ア 第1号アに該当する場合

4,500万円（内運転資金2,500万円）

イ 第1号イ、ウ、エ、オ及びカに該当する場合

3,500万円

(4) 融資期間

ア 第1号アに該当する者

- ① 設備資金 10年以内（内据置2年以内）
- ② 運転資金 10年以内（内据置1年以内）

イ 第1号イ、ウ、エ、オ及びカに該当する者

- ① 設備資金 10年以内（内据置1年以内）
- ② 運転資金 10年以内（内据置1年以内）

(5) 融資利率（全て保証協会の保証付き）

責任共有制度対象外 年1.5%以内
責任共有制度対象 年1.55%以内

(6) 信用保証

ア 第1号アに該当する者

全て保証協会の信用保証を付す。

イ 第1号イ、ウ、エに該当する者

保証協会の創業関連保証を付す。

ウ 第1号オに該当する者

保証協会の再挑戦支援保証を付す。

エ 第1号カに該当する者（全国統一保証制度対象）

保証協会のスタートアップ創出促進保証を付す。

(7) 信用保証料

保証協会が定めるところによる。

なお、第1号ウ及びエに該当する場合は、保証協会の協力を得て、保証料率を引き下げるものとする。

(8) 担保・保証人

ア 第1号アに該当する者

原則として、物的担保は要しない。保証人については金融機関等の定めるところによる。

イ 第1号イ、ウ、エに該当する者

物的担保は要しない。保証人については金融機関等の定めるところによる。

ウ 第1号オに該当する者

物的担保は要しない。保証人については金融機関等の定めるところによる。

エ 第1号カに該当する者（全国統一保証制度対象）

物的担保及び保証人は要しない。

(9) 償還方法

年1回以上の元金均等分割償還

(融資申込)

第5条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて、融資を希望する金融機関に当該金融機関所定の融資申込みを行うものとする。

(1) 前条第1号アに該当する者

ア 事業計画の内容を説明する書類

イ 中小企業者として事業に着手し、創業後5年未満であることを証する書類

ウ 経歴証明書、法律に基づく資格等を証する書類の写し、セミナーの修了証の写し又は金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を証明する書類（別記様式第1号）

エ 定款の写し（法人の場合に限る。）

オ 建築確認通知の写し（該当する場合に限る。）

カ 許認可証等の写し（該当する場合に限る。）

- キ 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書
 - ク 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
 - ケ その他金融機関及び保証協会の指定する書類
- (2) 前条第1号イ、ウ、エに該当する者
- ア 事業計画の内容を説明する書類
 - イ 中小企業者として事業に着手し、創業後5年未満（前条第1号ウ及びエは創業後3年未満）であることを証する書類（創業後の者に限る。）
 - ウ 決算書等の写し又は所得税若しくは法人税の申告書（2期分。創業後で法人の決算期、所得税又は法人税の申告をすべき時期を経過している場合に限る。）
 - エ 定款の写し（法人の場合に限る。）
 - オ 建築確認通知の写し（該当する場合に限る。）
 - カ 許認可証等の写し（該当する場合に限る。）
 - キ 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書
 - ク 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
 - ケ 認定経営革新等支援機関の支援を証明する保証協会が定める書類（前条第1号ウ及びエの該当する場合に限る。）
 - コ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市町村長の証明（該当する場合に限る。）
 - サ その他金融機関及び保証協会の指定する書類
- (3) 前条第1号オに該当する者
- ア 事業計画の内容を説明する書類
 - イ 中小企業者として事業に着手し、再起業後5年未満であることを証する書類（再起業後の者に限る。）
 - ウ 事業の廃止の日又は会社解散の日から5年を経過していないこと等を証する書類（廃業届出書、過去の税務申告書の控え等の廃止日が確認できるもの、破産手続開始決定通知等の書類、解散した会社の商業登記簿謄本（閉鎖事項全部証明書）など）
 - エ 決算書等の写し又は所得税若しくは法人税の申告書（2期分。再起業後で法人の決算期、所得税又は法人税の申告をすべき時期を経過している場合に限る。）
 - オ 定款の写し（法人の場合に限る。）
 - カ 建築確認通知の写し（該当する場合に限る。）
 - キ 許認可証等の写し（該当する場合に限る。）
 - ク 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書
 - ケ 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
 - コ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市町村長の証明（該当する場合に限る。）
 - サ その他金融機関及び保証協会の指定する書類
- (4) 前条第1号カに該当する者（全国统一保証制度対象）
- ア 創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）
 - イ 中小企業者として事業に着手し、創業後5年未満であることを証する書類（創業後の者に限る。）
 - ウ 決算書等の写し又は所得税若しくは法人税の申告書（2期分。創業後で法人の決算期、所得税又は法人税の申告をすべき時期を経過している場合に限る。）

- エ 定款の写し
- オ 建築確認通知の写し（該当する場合に限る。）
- カ 許認可証等の写し（該当する場合に限る。）
- キ 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書
- ク 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
- ケ その他金融機関及び保証協会の指定する書類

（指導等）

第6条 金融機関及び保証協会は、この要綱の目的をよく理解し、融資を促進するとともに中小企業者に対して、金融に関する指導に努めるものとする。

- 2 第4条第1号ア④に該当する場合、金融機関は認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者に対し事業の安定拡大等に係る指導・助言等を行い、経営計画書の作成を支援するものとする。
- 3 第4条第1号ウ及びビエに該当する場合、金融機関は、認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者に対し経営支援を行うものとし、保証協会が定める方法により、中小企業者から創業計画の実行状況等の報告を受け、保証協会に対し報告を行うものとする。

（期限前償還）

第7条 金融機関は、この要綱に基づく融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該融資を受けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 偽りその他不正行為により融資を受けたとき。
- (2) 融資を受けた資金を目的外に使用したとき。
- (3) 融資を受けて取得した施設又は設備を目的外に使用し、又は他に譲渡したとき。
- (4) この要綱及びこの要綱に基づく規定に違反したとき。

（預託の停止）

第8条 県は、この要綱に基づく融資を受けた者が、前条各号のいずれかに該当するとき又は金融機関がこの要綱及びこの要綱に基づく規定に違反して融資を行ったときは、第3条第1項の預託を行わないことができる。

（損失補償）

第9条 県は、保証協会が本要綱に基づく資金の融資について保証した債務のうち、金融機関に代位弁済した金額（元本に相当する金額に限る。）に対し、別に締結する契約により、予算の範囲内において損失を補償するものとする。

（報告等）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に基づく融資を受けた者、融資を行った金融機関又は保証協会に対し、事業計画の実施状況、融資の状況等について報告を求め、又はその職員に実地に調査させることができる。

（保証業務）

第11条 保証協会のこの要綱に基づく融資の保証業務については、この要綱に定めるもののほか保証協会の定款及び業務方法書によるものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 旧群馬県中小企業経営近代化資金融資促進制度要綱に基づき実施した創業者支援資金の融資については、なお従前の例による。
- 3 平成11年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行及び商

- 工組合中央金庫にあつては2.23分の1、信用組合及び信用金庫にあつては1.81分の1」とする。
- 4 平成12年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行及び商工組合中央金庫にあつては2.23分の1、信用組合及び信用金庫にあつては1.81分の1」とする。
- 5 平成13年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行及び商工組合中央金庫にあつては2.23分の1、信用組合及び信用金庫にあつては1.81分の1」とする。
- 6 運転資金の融資期間に関し、次のとおり暫定措置を講じる。
- (1) 平成11年4月1日から平成13年3月31日までに融資実行のあつた運転資金について、借入者から、平成13年9月25日から平成14年3月29日までに取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調つた場合は、融資実行した際に適用された要綱本則第4条第4号の規定にかかわらず運転資金の融資期間を7年以内（内据置期間1年以内）とし、その期間内で融資期間の延長をすることができるものとする。
- ただし、取扱金融機関への申請があつた時点において、当該申請に係る貸出債権の融資期間が既に本則で定める最長融資期間の5年を超えている場合は、当該措置の対象としない。
- 7 平成14年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあつては2.58分の1、信用組合及び信用金庫にあつては1.89分の1、商工組合中央金庫にあつては2.83分の1」とする。
- 8 運転資金の融資期間に関し、次のとおり暫定措置を講じる。
- (1) 平成11年4月1日から平成14年3月31日までに融資実行のあつた運転資金について、借入者から、平成14年9月17日から平成15年3月31日までに取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調つた場合は、融資実行した際に適用された要綱本則第4条第4号の規定にかかわらず運転資金の融資期間を7年以内（内据置期間1年以内）とし、その期間内で融資期間の延長をすることができるものとする。
- ただし、取扱金融機関への申請があつた時点において、当該申請に係る貸出債権の融資期間が既に本則で定める最長融資期間の5年を超えている場合は、当該措置の対象としない。
- 9 平成15年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあつては2.21分の1、信用組合及び信用金庫にあつては1.73分の1、商工組合中央金庫にあつては2.43分の1」とする。
- 10 平成16年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあつては2.21分の1、信用組合及び信用金庫にあつては1.73分の1、商工組合中央金庫にあつては2.43分の1」とする。
- 11 平成17年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあつては2.21分の1、信用組合及び信用金庫にあつては1.73分の1、商工組合中央金庫にあつては2.43分の1」とする。
- 12 平成18年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあつては2.21分の1、信用組合及び信用金庫にあつては1.73分の1、商工組合中央金庫にあつては2.43分の1」とする。
- 13 平成19年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあつては2.23分の1、信用組合及び信用金庫にあつては1.81分の1、商工組合中央金庫にあつては2.36分の1」とする。
- 14 平成20年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあつては2.23分の1、信用組合及び信用金庫にあつては2.01分の1、商工組合中央金庫にあつては2.47分の1」とする。
- 15 前項の規定にかかわらず、平成21年1月1日から平成21年3月31日までに行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行及び商工組合中央金庫にあつては2.44分の1、信用組合及び信用金庫にあつては2.15分の1」とする。

- 16 平成 21 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.74 分の 1」とする。
- 17 平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第 4(1)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に 1 年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 18 平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第 4(2)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に 2 年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 19 平成 22 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.74 分の 1」とする。
- 20 平成 23 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.74 分の 1」とする。
- 21 平成 22 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県 制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 22 平成 24 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.74 分の 1」とする。
- 23 平成 23 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 24 平成 25 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.74 分の 1」とする。
- 25 平成 24 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 26 平成 26 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.74 分の 1」とする。
- 27 平成 25 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 28 平成 27 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.74 分の

- 1」とする。
- 29 平成 26 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 30 平成 28 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.74 分の 1」とする。
- 31 平成 27 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 32 平成 29 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.71 分の 1」とする。
- 33 平成 28 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 34 平成 30 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.71 分の 1」とする。
- 35 平成 31 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.71 分の 1」とする。
- 36 令和 2 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.71 分の 1」とする。
- 37 令和 3 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.71 分の 1」とする。
- 38 令和 4 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.71 分の 1」とする。
- 39 令和 5 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.71 分の 1」とする。
- 40 令和 6 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「2.71 分の 1」とする

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 15 日から施行し、この要綱による改正後の群馬県創業者・再チャレンジ支援資金融資促進制度要綱の規定は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行し、この要綱による改正後の群馬県創業者・再チャレンジ支援資金融資促進制度要綱の規定は、平成 30 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 24 日から施行し、この要綱による改正後の群馬県創業者・再チャレンジ支援資金融資促進制度要綱の規定は、令和 3 年 8 月 2 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。